

多古町魅力発信交流館管理運営業務委託に係る公募型プロポーザル 募集要領

1. 事業の趣旨

多古町魅力発信交流館は、旧多古中央保育所を平成 29 年度に改修し、移住・定住・交流の複合施設として、平成 30 年 4 月 18 日に開館した。施設の管理運営にあたっては、「官民協働」により町の活性化を図り、業務の効率化と施設の管理運営を一体的に行うことを目的に外部団体に委託する方式とする。

以上のことから、施設の管理運営についてプロポーザル方式により提案を募り、最も優れた提案者に業務を委託する。

2. 業務の概要

- (1) 業務名称 多古町魅力発信交流館管理運営業務委託
※当該施設に係る管理運営業務について総括的に委託し、詳細は別途「仕様書」に定める。
- (2) 委託期間 1 年間（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）
※委託期間内に行われる協議により、委託期間満了後の再契約も可能とする。
- (3) 委託金額 1 日 2 名常勤の場合の person 費相当額を予定（予算の範囲内による）
【契約上限価格】5,600,000 円
- (4) スケジュール

期日	内容
令和 5 年 12 月 28 日（木）	募集要領の閲覧・配布・ホームページ公開開始
令和 6 年 1 月 9 日（火）～ 1 月 15 日（月）	参加申込書受付期間 ※午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日を除く）
令和 6 年 1 月 17 日（水）	参加資格審査結果通知
令和 6 年 1 月 19 日（金）～ 1 月 29 日（月）	質問書受付期間 ※午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日を除く）
令和 6 年 1 月 19 日（金）～ 2 月 9 日（金）	企画提案書受付期間 ※午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日を除く）
令和 6 年 2 月中旬	企画提案書のプレゼンテーション
令和 6 年 2 月下旬	審査結果の通知・契約等に関する協議開始

3. 施設の概要

(1) 土地

- ①地 番 千葉県香取郡多古町多古 2444 番地 1
- ②面 積 5,002.7 m²
- ③地 目 宅地
- ④用途地域等 都市計画区域内（第一種住居地域）

(2) 建 物

- ①構 造 鉄筋コンクリート造（一部木造・鉄骨造）1 階建
(H18 年度 耐震診断実施済)
- ②延床面積 830.24 m²
建築面積 854.38 m²
- ③建築年月 昭和 51 年 3 月

(3) その他工作物等 駐車場、倉庫等

(4) 用 途

- ① 子育て世代から高齢者の方まで利用するスペース（子育て交流室 1 室・多世代交流室 1 室）
- ② ビジネスマンなどがテレワーク等で利用するスペース（多世代交流室（コワーキングスペース） 1 室）
- ③ 観光・交流イベントや移住情報等の一元化窓口・情報スペース（観光・交流・移住情報室 1 室）
- ④ 町の魅力発信として文化財の展示や交流イベントスペース（魅力発信・交流ホール 1 室）
- ⑤ 町内で農業・交流体験等を展開している N P O ・ ボランティア団体等の打合せ・活動拠点スペース（地域団体活動室 1 室）
- ⑥ 町の特産品を使用した料理体験・各種創作体験等の体験コーナー（体験室 1 室）
- ⑦ 料理体験など町の旬の農産物を調理するスペース（調理室 1 室）
- ⑧ その他、施設管理事務室、調理室、多目的トイレ、カフェ等

(5) 開館時間

午前 9 時から午後 6 時まで

※毎週火曜日及び年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）は休館

年間 308 日程度の開館を想定（52 週程度×6 日－年末年始 6 日間）

(6) 管理運営団体による人員の配置

- ①管理運営責任者 1 名
- ②常時配置する人員 2 名以上

(7) 施設の入館料等

施設の入館料は、無料。

ただし、特定の目的のため、施設を占有して使用する場合は使用料を徴収すること。

(8) 個人情報の保護

本業務を通じて、利用者の個人情報を取り扱うこととなった場合、個人情報保護に関する措置を遵守すること。

4. 業務実施の条件

本業務の実施にあたっては、次に掲げる事項について遵守・配慮すること。

- (1) 業務実施に際して適用される関係法令、条例等を遵守すること。
- (2) 企画提案書に基づき、令和6年4月1日から施設の管理運営を開始すること。
なお、事前に町の同意を得ることで、施設の趣旨・目的を逸脱しない範囲で内容を変更することも可能である。
- (3) 業務実施にあたっては、関係法令等の範囲内で公序良俗に反しないこととし、本要項の「1. 事業の趣旨」等を踏まえ、町の活性化や発展につながるための内容及び規模とする。また、それらの情報発信を様々な媒体を使い、積極的かつ広く多世代の方に対し、行うこと。
- (4) 自主事業を行うにあたっては、自団体のみならず他団体とも連携を図り、自団体のみの施設の使用とならないよう、他団体の使用にも寄与するよう努めること。
- (5) 対象物件を次の用途で使用することは認めない。
 - ① 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所、またはその他これに類するものの用に供すること。
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類するものの用に供すること。
 - ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所、またはその他これに類するものの用に供すること。
- (6) 管理運営団体による施設改修等は一切認めない。
- (7) 業務委託期間中の土地、建物及びその他の設備の維持管理や経年劣化、故障、破損等に伴う設備の更新に必要な経費は、町負担とする。
ただし、施設を清潔に維持するための日常清掃等は、管理運営団体において行うものとする。
- (8) 町の求めに応じ、事業計画や事業実施に係る報告を速やかに行うこと。
- (9) 施設を使用し、町が実施する事業には、積極的に協力・参加すること。
- (10) 地域住民をはじめ、周辺環境への適切な維持管理に努め、将来にわたり良好な関係・環境を保つこと。

5. 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 多古町建設工事請負業者等指名停止措置基準（平成8年多古町訓令第3号）、又は多古町物品等契約に係る業者指名停止基準（平成26年多古町訓令第15号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 多古町契約等に係る暴力団等対策措置要綱（平成26年多古町告示第11号）に基づく排除措置を受けていないこと。また、同要綱第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税、千葉県税及び多古町税等に滞納がないこと。
- (5) 町内に主たる事務所（活動拠点）を有する下記①～③の団体のうち、年間（土・日・祝日を含む）を通して施設の管理運営が可能な団体であること。

① 公共的団体

商工会、社会福祉協議会、シルバー人材センター等、法律に基づき設立され、公共的な活動（公共の利益を優先させて行う行動）を行っている団体。

② NPO法人

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、県知事の認証を受けて設立された特定非営利活法人（NPO法人）で、まちづくりの推進または観光の振興を図る活動を行っている法人。

③ 一般社団法人等

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された法人で、まちづくりの推進または観光の振興を図る活動を行っている法人等。

※プロポーザル方式の参加者は、候補者決定までの間に、前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

6. 現地視察

現地を視察することは可能。

(1) 視察可能期間

令和5年12月28日（木）～令和6年1月9日（火）

※午前9時～午後3時（土・日・祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く）

(2) 申込方法

視察希望日の前日までに電話、FAX又は電子メールにて申込。

7. 参加申込書の受付

参加希望団体は、下記により必要書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和6年1月9日（火）～1月15日（月） 郵送の場合は必着

※午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

(2) 提出書類

- ① 様式1「参加申込書」
- ② 団体概要（沿革、運営方針、活動内容等がわかるもの）《任意様式》
- ③ 団体規約《任意様式》
- ④ 商業登記簿謄本又はその写し
- ⑤ 国税及び千葉県税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）
- ⑥ 多古町税等の納税証明書等（滞納がないことが確認できるもの）
- ⑦ 財務諸表の写し

(3) 提出方法

「13. 各書類の送付先」へ持参又は郵送により提出すること。

なお、提出書類の受付の確認は、必要に応じ提出者において行うこと。

参加申込書等を提出した後に申込みを辞退する場合は、様式5「参加辞退届」を提出すること。

※参加資格の審査を実施し、様式2「参加資格審査結果通知書」をもって、参加申込のあったすべての団体に対し通知する。

8. 質問書の受付・回答

(1) 受付期間

1月19日（金）～1月29日（月） 郵送の場合は必着

※午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

(2) 提出方法

様式3「質問書」を「13. 各書類の送付先」へ持参、郵送、FAX又は電子メールにより送付すること。

なお、質問書の受付の確認は、必要に応じ提出者において行うこと。

(3) 回答方法

質問者へ直接FAX又は電子メールにより回答する。

9. 企画提案書の受付

(1) 受付期間

1月19日（金）～2月9日（月） 郵送の場合は必着

※午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

(2) 提出書類

①様式4「企画提案書」

②次の事項を記載した添付資料《任意様式》

- ・管理運営に関する基本的な考え方（コンセプト、テーマなど）
- ・具体的な管理運営の方法（管理運営体制、人員の配置や能力研修、他の施設・団体等との連携、施設を活用しての事業案など）
- ・提案者が管理運営するメリット（町の活性化や発展、地域貢献への関与など）
- ・受託契約希望額（年額・月額などの希望額）

(3) 提出部数 上記①②各2部（正・副）

(4) 提出方法

「13. 各書類の送付先」へ持参又は郵送により提出すること。

なお、提出書類の受付の確認は、必要に応じ提出者において行うこと。

10. 提案にあたっての留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合や審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とする。
- (2) 企画提案書において、複数の案を提案することはできない。
- (3) 各資料提出等に関する一切の費用は、参加団体の負担とする。
- (4) 企画提案書の著作権は応募者に帰属するが、選定結果の公表やその他必要な場合においては、町が無償で使用できるものとする。

なお、提出書類は、多古町情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づき公開することがある。ただし、参加希望団体の正当な利益を害するおそれのある部分等については、非公開とする。

10. 審査及び事業実施候補者の決定

(1) 審査方法

審査は、別に定める多古町魅力発信交流館管理運営プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、別紙「審査基準」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査する。

提案への評価は委員会が行う。提案者からのプレゼンテーション終了後、点数付けは、審査委員ごとに提案者の得点を計算し、審査委員ごとの提案者順位（以下「順位」という。）を決める。審査委員が順位1位を最も多く付けた提案者を候補者とし、順位1位が同数の場合は、同数となった者について、順位2位を最も多く付けた提案者を候補者とする。順位2位と順位付けした審査委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各審査委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、審査委員による合議又は多数決により決定する。ただし、以下に該当する場合は候補者としない。

- ① 最低基準点を設定することとし、全審査委員の合計得点が最低基準点60%に

満たない場合

②提案した見積価格が契約上限価格を超えた場合

(2) プレゼンテーション

①日程及び実施場所

すべての参加団体に対し、文書にて通知する。

②実施方法

提案内容の説明を 20 分以内、質疑を 10 分以内とする。ただし、質疑が時間内に終了しなければ、時間を延長する場合もある。

説明は、提出書類に基づく内容とし、資料を追加することはできない。ただし、内容の説明にあたって、アプリケーションソフトによる OA 機器の使用を認めない。OA 機器を使用する場合は、その実施環境等について、事前に担当者に確認する。

(3) 審査結果の通知

すべての参加団体に対し、様式 6 もしくは 7「公募型プロポーザル審査結果通知書」にて通知する。

12. 契約等

候補者を決定後、契約に関する必要な手続き及び協議を行う（別途通知）。

必要な手続き及び協議完了後、予算の成立をもって令和 6 年 4 月 1 日付けで業務委託契約を締結するが、協議が整わない場合は、委員会が決定した次点候補者と協議を行うこと。

また、最大 3 年度を限度に年度ごとに随意契約を締結する予定であり、この間に行う業務内容の審査結果によっては、途中で契約を終了する場合がある。

その場合には、企画提案の際の次点候補者と契約を締結することがある。

13. 各書類の送付先（担当者）

〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古 584 番地

多古町企画政策課 担当：林・戸田

電話 0479 (76) 5417 (直通) F A X 0479 (76) 7144 (代表)

電子メール sousei@town.tako.chiba.jp